

○秦野市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱

平成19年4月1日施行

改正 平成20年4月1日 平成24年4月1日

平成26年7月1日 平成27年1月1日

令和元年10月1日 令和2年4月1日

令和2年12月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成及び充実を図るため、予算の範囲内において、自主防災組織が自主防災活動を行うために必要な防災資機材（以下「資機材」という。）の購入又は防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）の設置に要する経費に係る補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自治会を単位として防災活動を行うために組織されたものをいう。ただし、世帯数、地形、建物の種類等地域の特性を考慮し、自治会を分割し、又は隣接する他の自治会を統合して自主防災組織を構成したときは、その分割し、又は統合した自主防災組織を含むものとする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付は、次の各号に掲げる補助区分に応じ、それぞれの各号に定めるところにより行う。

(1) 資機材購入補助 別表に掲げる資機材その他これに類する資機材を自主防災組織の構成員が共同で使用するために購入する費用について、20万円を限度とし、その50パーセントを補助する。

(2) 倉庫設置補助 自主防災組織名を表示し、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による基準を満たす新築の倉庫の設置に要する費用について、20万円を限度とし、その50パーセントを補助する。

2 前項で算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 第1項各号の補助は、一つの自主防災組織に対し、限度額の範囲内で重複して行うことができる。

4 第1項各号の補助の限度額は、最初の補助を受けた年度から次に掲げる期

間ごとの額とし、その期間内においては、それぞれの限度額に達するまで補助を受けることができる。ただし、地域に著しい被害を及ぼした災害があり、必要があると認めるときは、その時期を短縮して補助することができる。

- (1) 第1項第1号の補助 5年間
- (2) 第1項第2号の補助 15年間

5 次に掲げる経費は、補助金の対象外とする。

- (1) 商品の配送に要する費用
 - (2) 資機材等の部品の購入又は交換に要する費用
 - (3) 食料、水等の消耗品の購入に要する費用
 - (4) 資機材等の補充又は修理に要する費用
 - (5) 処分に要する費用
 - (6) 倉庫等の移設又は改築に要する費用
 - (7) 無線機器の登録又は申請に要する費用
- (資機材等整備調査票の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、事業の実施を予定する年度の前年度の9月1日から10月末日までに次の事項を記載した資機材等整備調査票（第1号様式）を提出するものとする。

ただし、緊急に事業を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 自主防災組織の名称及び代表者の氏名
- (2) 購入する資機材及び設置する倉庫の名称、数量及び金額

2 前項の規定により資機材等整備調査票を提出した自主防災組織は、提出した事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の資機材等整備調査票を市長に提出するものとする。

(補助金の申請)

第5条 規則第4条第1号に定める事務事業計画書は、事業計画書（第2号様式）とし、同条第4号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書（任意の2事業者による見積書とする。ただし、購入資機材の合計金額が10万円以下の場合は、1事業者による見積書とすることができる。）
- (2) 委任状（補助金受領者が申請者以外の場合に限る。）
- (3) 自主防災会編成表（本年度の編成表を未提出の場合に限る。）

- (4) 保有する資機材一覧表（様式は任意とする。）
- (5) 防災備蓄倉庫設置受付表（倉庫設置の場合に限る。）
- (6) 建築確認済証（倉庫の設置について、建築物に該当する場合に限る。）
（着手届及び完成届）

第6条 倉庫を設置する自主防災会の長は、設置工事に着手したときは規則第10条に定める事業着手届を、設置工事が完了したときは同条に定める事業完成届を速やかに提出しなければならない。

（補助対象経費の軽微な変更）

第7条 規則第6条第1号に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項に定める事業実績報告書は、事業完了報告書（第3号様式）とし、同項第2号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 写真（自主防災会名を記名した資機材又は倉庫であることが分かるもの）
- (3) その他完了を確認するために必要な書類

（資機材及び倉庫の管理）

第9条 資機材及び倉庫の管理は、自主防災組織の長が行うものとする。

2 資機材及び倉庫に破損、老朽、紛失等が生じたときは、その自主防災組織の負担で補充又は補修を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（秦野市自主防災組織事業補助金交付要綱の廃止）

2 秦野市自主防災組織事業補助金交付要綱（昭和55年6月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱による廃止前の秦野市自主防災組織事業補助金交付要綱（昭和55年6月1日施行）の規定により行われた決定については、なおその効力を有することとし、すでに補助金の交付を受けたものについては、この要綱による補助金の交付を受けたものとみなす。

(補助内容の見直し)

- 4 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、令和2年4月1日以後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の秦野市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第1項各号の定めによる限度額については、この要綱による改正前の秦野市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱の規定により交付した補助金(改正後の要綱第3条第4項各号に定める期間を経過していないものに限る。)の額を含めるものとする。

附 則 (平成26年7月1日)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の秦野市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱第3条第1項第1号ただし書の申請期限については、平成29年3月31日をもって終了とする。

附 則 (令和元年10月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(補助内容の見直し)

- 2 この要綱の運用状況及び実施効果を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内に補助内容を見直すものとし、以後5年以内ごとに同様とする。

附 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月17日）

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象資機材一覧表

番号	区分	基準資機材	補助率
1	救出・障害除去用具	のこぎり、削岩機、大ハンマー、ロープ、はしご、バール、スコップ、発電機、蓄電池、投光機、強カライト、油圧ジャッキ、チェーンソー、一輪車、コードリール、防塵マスク、防塵メガネ、掛け矢、エンジンカッター、鉄筋カッター、ボルトクリッパー、工具セット、ガソリン携行缶、救命胴衣、浮き輪、電動ドリル、パワーウィンチ、台付ワイヤー、滑車	50%
2	救護用具	担架、リヤカー、車椅子、救急セット、テント、毛布、アルミブランケット、簡易ベッド、自動体外式除細動器（AED）、冷風機、暖房器具、三角巾	
3	情報伝達・収集用具	ラジオ、トランジスタメガホン、掲示板、ホワイトボード、簡易掲示標識、携帯無線機、トランシーバ、机、プロジェクター、自転車、テレビモニター	

4	消火用具	消火器（詰め替えは不可）、消火器格納箱、バケツ、貯水タンク、消火用ホース、軽可搬消火ポンプ、消火栓格納箱、消火栓開閉器、スタンドパイプ、媒介金具、管鎗、放水器具、汲み上げ式ポンプ
5	給食・給水用具	鍋、やかん、ポリタンク、固形燃料、飲料水用ポリ袋、ろ水機、食器類、炊飯設備、カセットコンロ
6	衛生用具	簡易トイレ、災害用トイレ、便袋、トイレ用テント、マスク、消毒液、サーキュレーター
7	灯火用具	ランタン、ライト、安全誘導灯、蛍光ベスト
8	保護用具	ヘルメット、ブルーシート、土のう、土のう袋、雨衣、作業用手袋、安全靴、長靴、止水板、単管パイプ、コンパネ
9	情報管理用具	金庫、キャビネット、ロッカー等で鍵のかかるもの、キーボックス、スチール棚

第1号様式（第4条関係）

資機材等整備調査票

年 月 日

自主防災会

防災担当者名（ _____ ）

連絡先（ _____ ）

1 調査表

No.	資機材等	数量	金額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
合計金額			円

※ 次年度に整備予定の資機材及び防災倉庫等を「資機材等」に、その数量を「数量」に記入してください。

※ 「金額」欄は、税込額を記入してください。

2 防災倉庫の有無

現在の防災倉庫の有無について、チェック欄に記入してください。

（倉庫がある場合は、棟数も併せて記入してください。）

・有 （ 棟）

・無

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 購入資機材（補助率50%）

品目	個数	単価	金額（円）
		合計	(A)

2 倉庫（補助率50%）

品目	個数	単価	金額（円）
		合計	(B)

3 補助金額

種類	購入金額	補助率	補助額（円）
資機材	(A)	50%	
倉庫	(B)	50%	
合計			(C)

4 収支予算書

収入

単位：円

内 容 \ 区 分	金 額	特記事項等
1 自治会負担金 2 市補助金		
合計		

支出

単位：円

内 容 \ 区 分	金 額	特記事項等
1 資機材 2 倉庫		
合計		

第3号様式（第8条関係）

事業完了報告書

- 1 購入資機材・設置倉庫について
別添「写真」のとおり
- 2 購入・設置費用について
別添「領収証」のとおり
- 3 収支決算書

収入

単位：円

内 容 \ 区 分	金 額	特記事項等
1 自治会負担金 2 市補助金		
合計		

支出

単位：円

内 容 \ 区 分	金 額	特記事項等
1 資機材 2 倉庫		
合計		